

府子本第 368 号
2 文科初第 1966 号
子発 0324 第 11 号
令和 3 年 3 月 24 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 に
ついて」の一部改正について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について」(令和 2 年 7 月 30 日付け府子本第 761 号、2 文科初第 643 号、子発 0730 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 3 月 24 日から適用することとしたので通知する。

都道府県知事におかれては、管内の市区町村に対して遅滞なく周知を図られたい。